

2023年6月21日

エコナビスタ株式会社

代表取締役社長 渡邊 君人

問合せ先： 経営企画室 川又 大祐 03-6206-9207

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「今と未来を見える化し次世代の安心を創造する」という経営方針のもと、「睡眠解析技術で、未来社会に健康と安心を提供する」をミッションとし、当社の行動指針としております。当社がミッションを実現するためには、中長期的、安定的かつ継続的に企業価値を向上させることが重要であり、経営の透明性・公正性・迅速性を高めるコーポレート・ガバナンスの整備が不可欠と考えております。このため、株主や顧客、従業員を含む全てのステークホルダーからの信頼を得ることが不可欠であると考え、企業の健全性、透明性を高めるとともに、長期的かつ安定的な企業価値の向上に努めるため、迅速で合理的な意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ココアアセット	2,790,250	58.41
ヒューリック株式会社	672,750	14.08
東京ガス株式会社	622,750	13.04
梶本 修身	363,000	7.60
ソニーグループ株式会社	138,880	2.91
グローリー株式会社	100,000	2.09
Sony Innovation Fund 3 L.P.	50,000	1.05
株式会社GMS	39,000	0.82

支配株主（親会社を除く）名	梶本 修身
---------------	-------

親会社名	-
親会社の上場取引所	-

補足説明

株式会社ココアアセットと株式会社 GMS は梶本氏の資産管理会社であり、梶本氏、梶本氏の配偶者及び二親等内の血族により議決権の全てが所有されていること、梶本氏は株式会社ココアアセット及び株式会社 GMS の所有株式数を含めると議決権の過半数を保有することから、支配株主として認識しております。

3. 企業属性

上場予定市場区分	グロース市場
決算期	10月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	-

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引に関しては、取引を行うこと自体に合理性（事業上の必要性）があること、及び取引条件の妥当性があることが担保され、当社の利益が損なわれる状況にないもの以外は、これを行わないことを基本方針としております。支配株主との取引が発生する場合には、上記内容が担保されているかを取締役会で十分に審議したうえで決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利害を害することのないように対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長

取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
奥野 素平	他の会社の出身者							○	○			
土井 一真	公認会計士								△			

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
奥野 素平		主要株主であるヒューリック株式会社の業務執行者（シニアビジネス開発部長）をされております。	ヒューリックは高齢者施設のデベロッパーとして国内トップレベルにあり、当社の業態特性上、ヒューリックと良好な関係を維持、発展させることは企業価値向上に資するものと考えているためです。
土井 一真	○	当社の株価算定にあたり、2017	社外取締役の土井一真は、

		年にアドホック・ファミリーオフィス株式会社、2018年、2020年にクレジオ・パートナーズ株式会社へ委託した際、土井氏が担当されたことにより当社と面識を持ちましたが、いずれも取引金額は僅少であり、取引実績は当該の三回のみとなっております。また今後の取引の予定はございません。	公認会計士として培った豊富な知識と経験を有しており当該知見を活用して特に会計分野について専門的な観点から当社の業務執行に対する助言をいただくことを期待したためであります。加えて、現在当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
--	--	---	--

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			報酬諮問委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	-	1	1	-	社外監査役 1	その他

補足説明

-

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	上限の定めはない
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査担当者は、概ね四半期に一度面談を実施することにより監査実施内容や評価結果等、当社に固有な問題点の情報を共有し、相互の監査結果の説明及び報告を行うなど、監査の質的向上を図っております。

また、監査役及び内部監査担当者は、相互の監査結果の説明及び報告、日々の情報交換による情報の共有を適宜適切に行う体制を確保しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
須田 雅秋	公認会計士													
佐藤 弘康	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
須田 雅秋	○	該当事項はありません。	公認会計士としての専門知識・経験等を活かして当

			社の監査体制の強化に努めることを期待しております。加えて、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
佐藤 弘康	○	該当事項はありません。	弁護士としての高度な専門性と知識を活かし、コーポレート・ガバナンス強化のために法律面から経営の監視に努めると共に、上場企業での監査役の経験を活かし当社の監査体制の強化に努めることを期待しております。加えて、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

<p>当社株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役1名、社外監査役2名を独立役員に選任しております。独立役員は、取締役会、監査役会、リスク・コンプライアンス委員会等に適宜出席し、客観的見地から意見を述べております。なお、選任にあたっては、東京証券取引所の定める「独立役員の確保に係る実務上の留意事項について」に記載の独立性基準を参照し、株主と利益相反のおそれの有無等を検討しております。</p>

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲やモチベーションを高め、中長期的な株式価値の向上を目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役,社内監査役,従業員

該当項目に関する補足説明

付与数については役職や今後の当社への業績貢献の期待等に応じて決定しております。

【取締役報酬関係】

開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の額が1億円以上のものが存在しないため、総額にて開示をしております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬は、企業価値向上に向けたインセンティブとして機能するよう当社の業績に基づいた報酬体系とし、各取締役の役位や職責、業績等を踏まえた金銭による固定報酬を原則としています。ただし、取締役報酬として新株予約権を発行したことがあり、将来においても発行する可能性があります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対するサポートを行う実施者はおりませんが、管理部において取締役開催日時や決議事項の事前通知等を行うなど、必要に応じて補助をしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(a) 取締役会

当社は取締役会設置会社であり、取締役会は社外取締役2名を含む取締役8名で構成され、議長は代表取締役社長が務めます。取締役会は原則として毎月1回の定例開催のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。なお、取締役会にはすべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

(b) 監査役及び監査役会

当社は監査会設置会社であり、監査役会は社外監査役2名を含む監査役3名(常勤監査役1名、非常勤監査役2名)で構成され、監査役会の決議によって監査役の中から議長を定めます。監査役会では、各監査役の監査実施状況の報告、監査役間の情報交換や意見交換、監査役監査の実施方法に関する協議等を実施しております。監査役会は原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時で開催してお

ります。また、取締役会等の重要な会議への出席、実地監査を行うほか、効率的な監査を実施するため、適宜、内部監査担当者及び会計監査人と積極的な連携、意見交換を行っております。

(c) リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会

当社の経営に悪影響を及ぼすおそれのあるリスクの低減及びコンプライアンス活動に必要な情報の共有を図るため、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置しております。両委員会は、代表取締役社長を委員長に、また、取締役2名、常勤監査役1名及び各部長を委員として構成されており、それぞれ四半期に1回開催しております。

(d) 内部監査

当社では内部統制の有効性及び業務実態の適正性について、代表取締役社長が任命した内部監査責任者及び担当者が「内部監査規程」に基づき、自己の属する部門を除く全部門の内部監査を実施しております。内部監査人が所属する部署については、代表取締役社長が別部署から担当者を任命し、相互に牽制する体制としております。

年間内部監査計画に基づき、全部門を網羅するよう内部監査を実施しております。

なお監査結果は代表取締役社長、取締役会及び監査役会に報告し、被監査部門に対しては結果及び所見について講評するとともに、被監査部門の責任者からその改善措置、方針の回答を求め、確認を行っております。

(e) 会計監査人

当社は仰星監査法人と監査契約を締結しており、決算内容について監査を受けております。なお、同監査法人と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(f) 報酬諮問委員会

取締役の報酬決定プロセスの透明性と適正性を高めることを目的に、取締役会の諮問機関として、報酬諮問委員会を設置しています。

報酬諮問委員会では、取締役会の諮問に応じて、取締役の報酬等に関する株主総会議案、取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針等の内容について審議の上、取締役会に答申いたします。

委員会は、社外監査役が委員長を務め人数は3名で構成しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会が経営全般に対して監督機能を有するとともに、監査役会が、執行、経営に対する適法性及び妥当性の監査を行うことができ、また、各機関が相互に連携することによって、経営の健全性、効率性及び透明性を確保することができるかと認識しているため、現状の体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議決権行使に必要な議案の検討時間を十分に確保できるよう、株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の設定日については、他社の状況を勘案し、できる限り多くの株主が株主総会に出席いただけるよう、集中日を避けるように留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後において検討すべき事項として認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後において検討すべき事項として認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後において検討すべき事項として認識しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のIR専用ホームページにて公表することを検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後においては、定期的な個人投資家向けの説明会を開催することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	今後においては、第2四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を定期的に開催することを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後において検討すべき事項として認識しております。	—
IR資料をホームページ掲載	当社のIR専用ホームページにて適時開示情報及び決算情報等を公表することを検討しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	全てのステークホルダーの皆様に対して、迅速、正確かつ公平な会社の情報を開示することが会社の責務であり、かつ健全な証券市場を担う企業の責任であると認識しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後において検討すべき事項として認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IR ホームページ、決算説明会等を通じて、積極的な情報開示を行っていく所存であります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>当社は、2022年10月17日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行い、当該方針に基づき、内部統制システムの運用を行っております。当該方針で定めた体制及び事項は以下のとおりであります。</p> <p>(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、エコナビスタ行動指針に基づき誠実かつ公正な行動に努める。</p> <p>取締役会は、取締役会規程、組織規程等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。</p> <p>コンプライアンス規程に基づき、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンスの状況は定期的に開催されるコンプライアンス委員会を通じて、取締役、監査役及び各部長に対し報告を行う。各部長は、部固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。</p> <p>内部監査規程に基づき、代表取締役社長指示のもと、内部監査責任者が各部の業務執行やコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長に報告する。</p> <p>内部通報制度を導入し、社内規則、法令違反行為及び企業倫理違反行為等の発生を未然に防ぐとともに、それらの行為が発生した場合には、迅速に情報を把握し、その対処に努める。</p> <p>(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、文書管理規程、稟議規程等に基づき、適切に保存及び管理する。</p>

取締役及び監査役は、いつでもこれら保存された文書等を閲覧できる。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、当社に影響を及ぼす可能性のある、事業環境、事業内容、コンプライアンス、個人情報、サービス品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、リスク管理規程を整備するとともに、リスクを定期的に見直す。

リスク管理規程に基づきリスク管理委員会を設置する。リスクの識別及びその対応策の策定はリスク管理委員会が行い、取締役、監査役及び各部長に対して報告を行う。

内部監査責任者は、適宜各部のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告する。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月1回の定時取締役会を開催し、また、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会では、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画および年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

各部の責任者は、代表取締役社長の指示の下、取締役会決議および社内規程等に基づき自己の職務を執行する。

各部においては、組織規程に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、業務の迅速性以及び効率性を確保する。

(e) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助を行う使用人を配置する。

監査役は、補助使用人の権限、補助使用人の属する組織、補助使用人の人事異動、人事評価等に対する監査役の同意権に係る事項等の明確化を図ることにより、補助使用人の独立性及び指示の実効性の確保に努める。

(f) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役に報告する。

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることができる。

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

(g) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

法令違反行為等の内部通報をした社員に対し、内部通報をしたことを理由としていかなる不利益をも課さないことを内部通報規程に明記し周知徹底する。

(h) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

(i) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査責任者と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況は以下の通りであります。

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除するとともに、不当な要求を断固として拒否するものとするを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

管理部門を反社会的勢力に係る対応についての所管部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員および使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察、暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関の協力を要請し、有事の際の協力体制を構築する。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

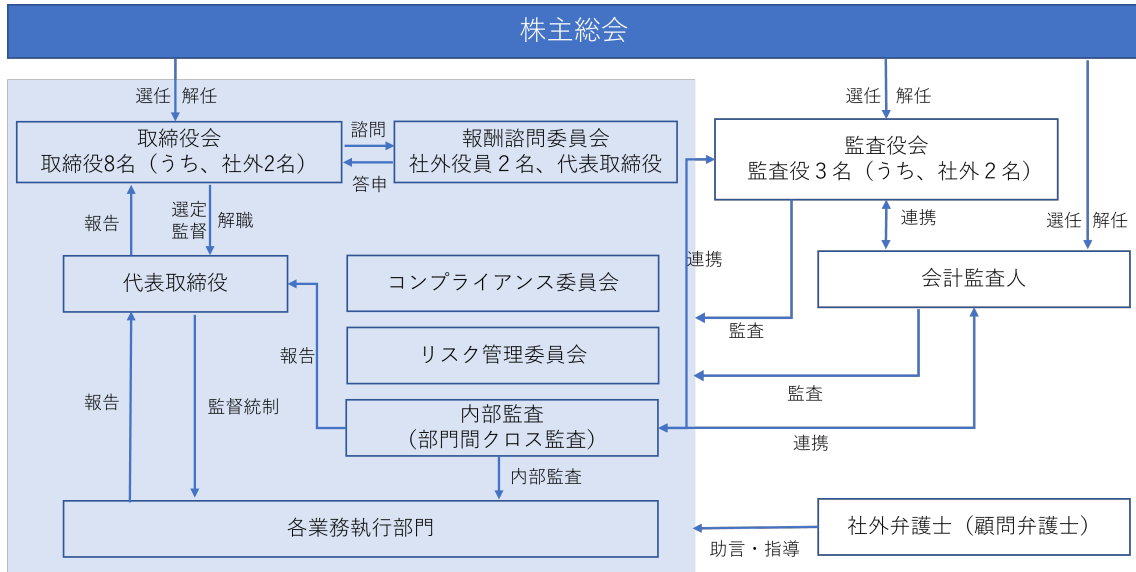
該当項目に関する補足説明

—

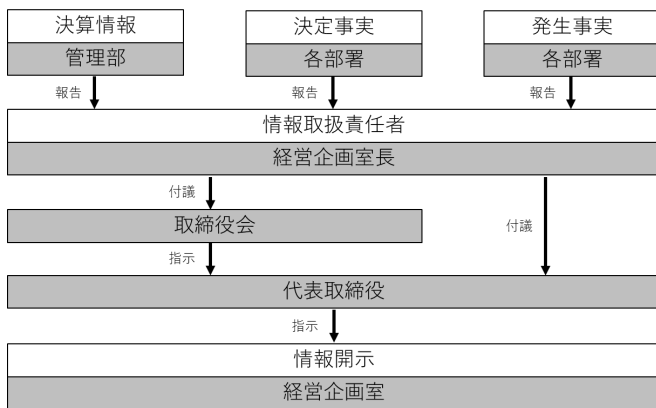
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制に関する模式図、適時開示体制の概要図を以下に添付致します。

【コーポレート・ガバナンス体制に関する模式図】



【適時開示体制の概要図】



以上